

概要版

しあわせのやまびこプラン2

第2次東根市地域福祉計画

(令和3年度～令和7年度)



令和3年3月

東 根 市

地域福祉とは？



私たちが暮らす「地域」に着目し、住み慣れた地域で、安全安心に暮らしていけるよう、誰もが福祉の担い手となり、共に支えあいながら、住みよいまちにしていくことです。

なぜ、地域福祉が必要なの？



少子高齢化や核家族化が進み、就労形態や生活志向が多様化することで、私たちが暮らす地域は大きく様変わりしました。

プライバシーを尊重する生活スタイルが定着する一方、隣近所への関心が薄れ、住民同士が互いを気遣い、支え合う風土が失われようとしています。

複雑・多様・深刻化する今日の福祉や生活の課題を解決するには、行政の福祉サービスと同様に地域ぐるみで支え合う連携・協働のしくみが必要なのです。

地域福祉計画の役割



この計画は、自助、共助、公助のルールを基本に、地域の実情に合わせて、福祉の担い手となる人材や団体の育成、住民と行政の役割分担などを決めるものです。また、公的な制度による福祉サービスと、住民同士の支え合いやボランティア活動など非公的な福祉サービスを、うまく組み合わせるためのしくみづくりについて定めたものです。

図1 年齢区分別人口割合の推移

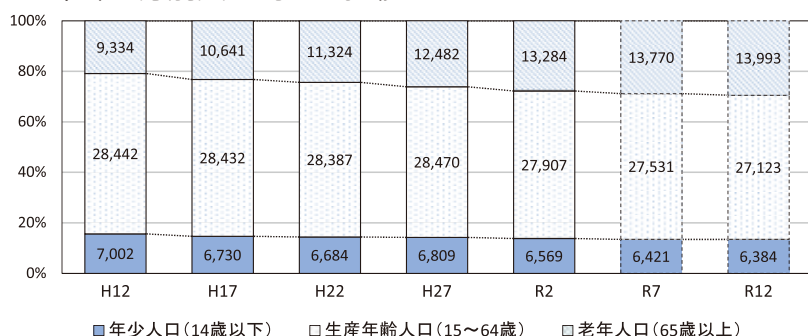


図1のとおり、人口に占める高齢者の割合が着実に上昇しています。65歳以上の老年人口の割合は、令和12年には約30%になると予測されます。地域の新しいしくみづくりは決して後まわしにできない課題です。

図2 世帯数と1世帯あたりの人口

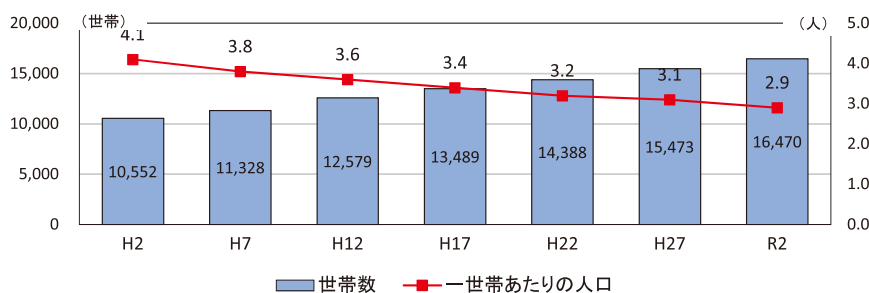


図2から、1世帯の世帯員数が減り、単身世帯や核家族の増加がうかがえます。結婚を機に親の世帯から独立するなど、社会経済の変化にともない、私たちの生活観・家族観が変化したことも要因でしょう。

やまびこプランの4つの目標

目標

I

福祉サービス 提供体制の強化

地域が持つ福祉の力と、行政の制度がうまく連動し、補い合うには、公的な福祉サービスの質を高め、わかりやすい情報を提供する必要があります。

複雑・多様化するニーズに合わせた福祉サービスの充実や質の向上、わかりやすく伝わりやすい情報の提供、利用しやすい相談窓口など、利用者の立場に立った福祉サービス制度の推進に取り組み、支える体制の強化を図ります。

- ①福祉サービスの充実と質の向上
- ②わかりやすく伝わりやすい福祉情報の提供
- ③利用しやすい相談支援体制の整備
- ④利用者の立場に立った制度の推進

目標

II

地域福祉を支える 人づくり

福祉活動には高齢者への見守り活動やサロン活動、日常生活における支援活動など、地域の実情やニーズに応じた活動がありますが、このような活動を維持するためには、担い手を継続して確保していくことが重要です。

社会福祉協議会と地域コミュニティの連携や、多様な主体による活動の促進により、地域福祉活動の担い手の育成や人材の発掘に取り組みます。

- ①社会福祉協議会と地域コミュニティの連携強化
- ②多様な主体が行う福祉活動の促進
- ③担い手の育成や人材の発掘

目標

III

身近に支え合う しくみづくり

地域で支え合う福祉力を高めるには、近隣の人たちの交流を活発にして、お互いを理解する心を育むことが大切です。

多くの人と交流を深め、わかり合えるようになるために、身近な交流の場・活動の場づくりを支援し、お互いの顔が見える関係づくりに取り組みます。また、地域の実情に応じた、地域で支え見守るしくみづくりを推進します。

- ①身近な交流の場や活動の場づくり
- ②お互いの顔が見える関係づくり
- ③地域で支え見守るしくみの促進

目標

IV

安全安心に暮らせる 地域づくり

地域の連帯感の希薄化は、災害時や防犯の取り組みにとって大きな不安材料になります。

住民一人ひとりの意識を高め、災害に備えた支援体制の強化や、地域と連携した防犯対策を推進し、安全に安心して暮らすことができる誰もが住みよい地域づくりを目指します。

- ①災害に備えた支援体制の強化
- ②地域と連携した防犯対策の推進
- ③誰もが住みよい地域づくり



福祉サービス提供体制の強化

1 福祉サービスの充実と質の向上

私たちの身の回りでは、様々な福祉サービスが支援を必要とする人の暮らしを支えています。

取り組みを通して、**サービスの質の向上、関係機関との連携を進め**、福祉サービスの充実を図ります。

〈必要な取り組み〉

◇利用者ニーズやサービス提供事業者の動向把握、関係機関との情報共有に努め、福祉**サービスの充実と質の向上**を図ります。

◇介護事業者や**関係機関との連携**を進め、人材確保、育成に向けた支援策の強化に取り組みます。

2 わかりやすく伝わりやすい福祉情報の提供

福祉サービスは多様なニーズに応じるために、多くの種類があります。安心してサービスを選び、利用するには、わかりやすい情報提供が必要です。

利用者の立場に立ち、必要な情報をわかりやすく届けるための取り組みを進めます。

〈必要な取り組み〉

◇広報紙やホームページ、SNSなど、多様な媒体を通じて広く情報発信をすることにより、制度やサービス内容の周知を図ります。

◇**利用者の立場に立ち、それぞれに必要な情報をわかりやすく届ける**ための提供手段を強化します。

3 利用しやすい相談支援体制の整備

悩みを抱えていても、相談という行動に移せない人や、複合的な生活課題をどこに相談すれば良いか戸惑うことも考えられます。

相談するのをためらい、状況を悪くすることのないよう、**それぞれの機関と連携し、誰もが利用しやすい体制**を整えます。

〈必要な取り組み〉

◇市の福祉行政を担う職員や関連施設で働く職員の専門知識の習得に努めます。

◇福祉情報を共有できる**それぞれの機関と連携した相談支援体制を構築**します。

4 利用者の立場に立った制度の推進

支援制度やサービスは、自分に適したものを自分の意思で選択をして利用することが重要です。

認知症や障がいにより、支援制度やサービスの選択・決定が困難な人を含め、すべての人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう**権利擁護体制の構築**を目指します。

〈必要な取り組み〉

◇成年後見制度などの権利擁護活動の理解を広めます。

◇法人後見資格の取得による一体的な制度利用の推進に取り組みます。

◇権利擁護支援の中核的な役割を有する機関の設置を推進します。

地域福祉を支える人づくり

1 社会福祉協議会と地域コミュニティの連携強化

社会福祉協議会は、住民の支え合いを基礎とした福祉活動の拠点としてサロン活動や見守り活動、相談支援などの重要な役割を担っています。

生活課題を抱えた人を早い段階で発見し、支援に結び付けるためには、これまで以上に**地域コミュニティとの連携強化**に取り組みます。

〈必要な取り組み〉

- ◇住民、民生委員・児童委員、主任児童委員、福祉推進員、社会福祉協議会との連携を強化します。
- ◇多様なニーズに対応可能な相談体制を強化します。
- ◇生活支援コーディネーターを中心に地域の課題を把握します。

2 多様な主体が行う福祉活動の促進

地域の福祉活動は、自治会やボランティア団体、NPO法人など様々な団体や機関が協働して取り組んでいます。

ボランティアの担い手や活動団体と支援してほしいというニーズが相互に結びつくよう、**コーディネート機能を強化**します。

〈必要な取り組み〉

- ◇地域住民などの主体が運営する高齢者サロンなどの「通いの場」を継続して支援します。
- ◇ボランティアやNPOなどの活動状況の把握、情報連携を図り、**多様な活動母体のコーディネート機能を強化**します。
- ◇ボランティア養成講座、研修などによる担い手の拡充に努めます。



3 担い手の育成や人材の発掘

地域における支え合い・助け合う活動を推進するためには、福祉活動に関わる人材を発掘・育成する必要があります。

誰もが参加しやすいよう、**住民参加に関する情報提供や活動への理解と参加を促し、研修会などの機会を設け**、人材確保・養成に努めます。

〈必要な取り組み〉

- ◇身近な福祉の担い手の活動や**住民参加に関する情報の提供**に努め、地域福祉活動への理解と参加を促します。
- ◇地域福祉の担い手となる人々の活動を支援するために、専門的な知識や技能を学ぶための**研修会などの機会を設けます**。

身近に支え合うしくみづくり

1 身近な交流の場や活動の場づくり

地域の福祉力を高めるには、近隣への関心を高め、お互いを思いやる関係が大切です。これが支え合いの心を育て、暮らしの安全安心を守る力にもなります。

世代や分野を超えて**幅広い人が気軽に通える場**がつくられるよう、**身近な交流の場や活動の場の拡充を支援**します。

〈必要な取り組み〉

◇地域行事などを通じた世代間交流の機会づくりに努めます。

◇サロン活動の活性化のために、支援を行います。

◇**幅広い世代の通いの場や身近な交流の場の拡充を支援**します。

2 お互いの顔が見える関係づくり

地域で埋もれている課題を見つけ「他人事」ではなく「我が事」として解決していく、いわば「顔が見える関係づくり」が求められます。

支援を必要とする住民を早期に発見し、課題解決につなげるため、**地域ネットワーク体制の形成を支援**します。

〈必要な取り組み〉

◇地域の多様な主体を対象に、地域課題の解決や各分野との連携に向けた意識づくりを進めます。

◇区長、民生委員・児童委員、福祉推進員を中心とした**地域ネットワーク体制の形成を支援**します。

3 地域で支え見守るしくみの促進

高齢者見守りネットワークによる民生委員・児童委員の見守り活動は、住み慣れた地域で暮らし続けるうえで大きな力になります。

障がいの有無にかかわらず、誰もが互いに人格と個性を尊重し、支え合いながら共に生きる「共生社会」の実現を推進します。

遊びを通じた世代間交流や地域住民との交流を図り、**みんなで子育てする意識**を高めます。

公的な福祉制度にあてはまらない複合的で多様な課題を抱える、いわゆる「制度の狭間」で悩みを抱えるケースの早期発見に努め、**関係機関で連携し、支援**します。

〈必要な取り組み〉

【高齢者を支え見守るしくみ】

◇ごみ出し、除排雪、買い物などの日常生活援助サービスを周知し、内容の充実を図ります。

【障がいのある人を支え見守るしくみ】

◇障がいのある人と障がいのない人の交流を通して「心のバリアフリー」を促進します。

【子育て世代を支え見守るしくみ】

◇地域住民や地域団体による幼児・児童見守りを推進し、**みんなで子育てする意識**を高めます。

【制度の狭間にいる人を支え見守るしくみ】

◇複合的な課題への相談支援体制を構築します。

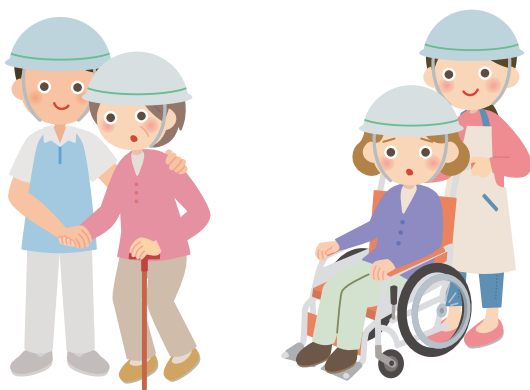
◇福祉推進員の市内全地区への配置を目指します。

安全安心に暮らせる地域づくり

1 災害に備えた支援体制の強化

地震や豪雨などの大規模災害が発生した時に、自力で避難するのが難しい高齢者や障がいをもつ人をいかに支援していくかは、大きな課題です。

地区の自主防災組織や民生委員・児童委員を中心に情報の共有を図り、地域の支え合いを大切にしながら、配慮が必要な人を**支援する体制づくり**を進めます。



〈必要な取り組み〉

- ◇自主防災組織と連携して避難行動要支援者の生活状態を把握し、**支援する体制づくり**を進めます。
- ◇地区防災力向上のため、地区防災計画の策定を推進します。
- ◇自主防災組織のリーダー育成や災害ボランティアを育成します。
- ◇迅速かつ的確な初動体制確立のため、より効果的な総合防災訓練を実施し、**関係機関との連携を強化**します。

2 地域と連携した防犯対策の推進

少子高齢化や核家族化、住民意識の変化も伴い、地域で支え合う機能が弱体化しています。

日常生活に関わる犯罪を未然に防止するためには「地域の安全は地域みんなで守る」という意識を高めながら、近隣住民と関係機関が一体となった**地域で見守る体制づくり**が必要です。

〈必要な取り組み〉

- ◇巧妙化する振り込め詐欺や悪徳商法の情報提供、相談窓口の周知を図ります。
- ◇住民、民生委員・児童委員、主任児童委員、福祉推進員、関係機関が連携し、**地域で見守る体制づくり**に取り組みます。

3 誰もが住みよい地域づくり

誰もが暮らしやすいまちづくりのためには、多様な人の存在を理解し、思いやりのこころを持つことが必要です。

困っている人がいたら声をかける、手を差し伸べるなど思いやりのこころを持った行動が自然にできるような「心のバリアフリー」を促進し**共生社会の実現を目指します**。

〈必要な取り組み〉

- ◇地域の生活課題を話し合う場づくりに取り組みます。
- ◇障がい者スポーツを通じた交流や研修により、障がいに対する理解を深め、心のバリアフリーを促進することで、**共生社会の実現を目指します**。

